常磐毎日新聞

日刊 發行兼編輯人 印刷人 川崎文治

本社ト同番地（電話六三〇番）印刷所 常磐毎日印刷所

定價 一部金貳錢 一ヶ月拾錢 但郵稅五厘

廣告料 五號十二字詰一行 五十錢

休刊日 毎月大祭日 祝日ノ翌日

福島縣石城郡平町長橋町三五 發行所 常磐毎日新聞社 電話六三〇番

十月十五日夕刊

寄書

衛生閑話（四）

某醫師記

而して此の「モルヒネ」發見の百年目に該當する彼の千九百五年にして我が明治三十八年五月二十七日は東郷大將の率ゆる征露艦隊が光輝ある大勝利を博してバルチック艦隊を全滅せしめ其提督を檜にしたる年である之の大海戰四年後即ち千九百九年一月に於て然も「モルヒネ」を超越した優秀にして忌はしき副作用を殆んと除去した「パントポン」なる新摩醉藥がザーリ教授に因て發見された、蓋し此の新藥の發表たるや千九百九年一月であれば其發見當初を溯らなければならん、されば其間隔は先づ百年目位と見ても強ち失當ではあるまい兎も角「モルヒネ」發見後百年目恰度一世期の長年月を要して理想に近い摩醉藥「パントポン」が製出されて我人類治療學上に稗益する處多大なものであります。

活版印刷の御用命を御願致します

優美鮮明
敏速叮嚀

常磐毎日印刷所
平町長橋町五三
（電話六三〇番）

心地よき秋が訪れました
秋向着尺
モスリンと帶側が澤山入りました
ゼヒ當店へ…
平二 龜田屋 電五七

東京行進曲
目下……
帝都流行の
ジャズソング
波浮の港の歌手
佐藤千夜子嬢が
心地良き
管絃團伴奏で
ビクターレコードに
蓄音器・貴金屬
會田時計店
平町四（電三六三）

梅毒 淋病 皮膚病 婦人病 泌尿病 腸胃性 腸病 十二指腸虫病
專門
松村醫院
（平南町電話一〇七）

カキ貝 御料理
十六日ヨリ
松島名産 カキフライ カキライス カキなべ
洋式宴會仕出し
平田町 一の井
電話一六七番

冬の學生洋服
極上小倉學生服
一二年生用……一、七〇錢
二三年生用……一、八〇錢
三四年生用……一、九〇錢
四五年生用……二、〇〇錢
五六年生用……二、二〇錢
高等科生用……三、〇〇錢
中學生用……三、三〇錢
買ひよき店
モリタヤ
（三五三電）五丁目

高久病院
院長 醫學士 高久忠
副院長 新潟醫學士 赤羽清
藥局長 藥劑師 佐竹菊雄
平町田町 電話五一三番

石炭の特賣
當店小賣部開設三週年記念トシテ特賣致シマス
磐城炭礦一等塊炭 正味十貫目金六十錢
炭價は日に日に向上致しますが今回特に金六十五錢の品を金六十錢に値下致す次第です
◎目方ノ正確 ◎品質ノ優良 ハ當店ノ特色デス
電話二三七番ヘ 配達ハ一俵ヨリ致シマス
平驛前 阿部石炭商店

食べすゝむ秋來る
お散策におやつに
松本のパン
一斤 十六錢
一ッ 五錢
食パン クリームパン 甘食 ミルクパン ジャムパン バレンシヤ ツブアン モンブラン
四丁目
マツモトヤ
電話二一四番

外科 花柳病
專門
木村外科醫院
入院自炊の便あり
平町五丁目橋際
電話三〇九番

末廣の鳥料理
季節向 水たきを初めました
御試食を願ひます
割烹 末廣

新築移轉
耳鼻咽喉科專門
氣管食道科
平町南町（舊診療所向）電話一七〇番
大和田醫院

原齒科醫院
平町土橋通り電話三二番

平湯本間の軌道跡
相變らず苦情の的
依然として交通の妨害

交通の邪魔をしてゐた平、湯本間の約二里の國道に敷設してゐる日本鐵道興業會社の廢物軌道は縣並に平土木監督所より撤去を命ぜられ

狼狽して　八月中に撤去したがその撤廢した軌道の枕木の跡は凹凸になつてをり又その軌道のところは道路より一段高く依然として殘骸を横たへてゐるので交通の支障は一通りでなく相變らず一般から苦情を叫ばれてゐる

右に就き　小林平土木監督所長は語る「運轉を休止してゐる軌道のあるために交通事故誘發の因をなすものであるから會社に向つて撤廢してはどうかと交渉しその結果合意的に八月中に軌道を撤去したがその跡もその儘で同所としても會社に向つて軌道權消滅しない限りは

如何とも　することが出來ず取り外した儘となつてゐるが交通上から見て一日も早く完全な道路にしたいものであると」

△　▽

就職者の大半は
各炭礦へ片つく
平職業紹介所成績

平職業紹介所の本年七八九の三ヶ月間における職業紹介の狀態は人を求めるもの男九十六人、女二十六人職を求めるもの男百二十一人女二十三人その內

紹介した　るものは男百十五人、女二十四人であるが紹介により就職したるもの男六十八人女十六人で六割九分の就職を見てゐる敎育程度は相變らず高等科卒業のもの四十五人

半途修業　のもの二十人文字を稍解するもの八人中學校卒業は三人高等學校、中途退學二人で今までと大差はないがこれ等の就職者が大半は炭礦方面に片づけられて行く傾向があり今は毎日一日平均七、八人の

求職者が　あるが大部分炭礦に就職してゐる有樣であるこれは主に同地方の出炭需要期になつて人夫を多く雇入れることが一原因をなしてゐる

勿來驛新築
三千八百圓で

常磐線勿來驛は地方の發展殊に田中智學氏等の勿來神社建設等にて遊覽者激增した爲め從來の待合室その他が狹隘を來した爲め鐵道省では愈々去る十日より西側待合室の擴張工事を行ふことになり著工したが工費は三千八百圓、十六坪のモダン待合室にて工事期間は六十日であると

コドモ會に……
お年寄も招く
白銀青年分團主催
十七日の神嘗祭を卜して

平町白銀青年分團にては昨年の御大典記念事業として毎年一回宛開催する筈のコドモ會を十七日神嘗祭を卜し正午から聚樂館に開催する筈であるが會費は無料で當日は全町から八十歳以上の高齡者を招待し特に手篤いもてなしを爲し子供達に清新な娯樂を與へる一方老人の慰安に努める由尙ほプログラム左記の如くである

△開會の辭、高木白銀分團長△君ヶ代、參會者一同△祝辭、伏見町長△唱歌遊戲、平第一第二兩小學校生徒數名（伴奏）樋口シゲ、金澤ミエ、黑木リヤウ、木村ヒデ△童謠と童話（風船玉）花澤輝一△（琴曲八千代獅子、六段）新妻佐喜柱社中△童話、（七化け狸）川崎小鳥△奇術、ものまね、民謠、寸劇、中島湖舟△琵琶（白虎隊）大原錦陵

洋傘を奪て
滅茶に毆る

湯本町大字三函佐波古直隆（四五）は同町志賀祐一（二四）を相手取り十四日平署に暴行並に單物毀棄の告訴をしたその內容は去月二十九日午後九時半平驛前で旅館の話から祐一が立腹し直隆のコーモリを奪つてなぐりコーモリをメチャ〳〵にしたといふのである

供託金横領
懲役五ヶ月

平町田町辯護士事務員渡邊十太郎（五四）は委託された供託金を横領し平區裁判所で懲役五ヶ月の言渡しがあつた

けふ禁獵あけ
獲物は多い
―不景氣の影響で―
獵人は少い

けふの禁獵あけを手具すねひいてまちわび狩獵免許證下附願ひをなしたものは平署に一等二等各一人三等四十八人の計五十人で昨年度よりは非常に尠いこれは別に深い理由でなく不況の當然な結果と觀られてゐるが石城郡內の獵場である永戸箕輪、澤渡、田人方面の人々の話によれば年々遠方から來るので幾分獲物は減少の傾向であるが今年は案外繁殖が多い樣だと傳へられてゐるので獵天狗の胸は一層にときめいてゐる

泥醉者暴行
平町に檢束

石城郡內鄕村大字御厩鍛冶職似鳥勝治（五一）は十四日午後三時頃泥醉し通行人に對し暴行を加へ平署の冷たい留置室に檢束さる

稅務署からの
交附金
石城郡內に

平稅務署に於て本年四月から九月迄の上半期分所得稅營業稅、資本利子稅等に對する徵收手數料として各町村に交附すべき金額は五千三百九圓八十八錢と決定、昨年の五千四百六十三圓九十三錢に比較し百五十四圓五錢の減を示して居る因に郡內主もなる交附金左記の如くである

平町千百六十三圓十三錢
植田白八十圓廿七錢、小名濱百廿八圓廿錢、勿來二百廿七圓七十九錢、江名九十九圓八十五錢、四倉九十八圓三錢、湯本百廿八圓五十錢

一の井のカキ　平町田町一の井では獨特の妙味ありと每年評判の高いカキ料理を始めたが本年は例年よりも十五日早く殊にハシリの珍味はまた一しほと好評を博して居る

明日の天氣豫報

南西の風
晴れたり
曇つたり
時雨模樣

例の大敷網訴訟は
白井博之氏が勝つ
昨日平支部で判決言渡

靜岡縣人の高橋亘氏が平町白井博之氏と石城郡江名濱小名濱兩漁業組合を相手取つて堤起した小名濱沖合大敷網漁業權賃借確認訴訟は平支部

未曾有　の大民事々件であり縣下の漁業界に一大衝動を與へてゐた問題だけに中央地方法曹界の大立物が出廷し足かけ三年間論爭を續けたが十四日午後二時いよ〳〵千葉監督判事から判決の言渡しがあつた判決は左の如く高橋氏が漁業區小名濱、江名濱

兩漁業　組合と賃借契約したことのあつたのはこれを認め兩漁業組合はこの損害賠償の意味で高橋氏に五萬五千八百二十一圓五十二錢を支拂ひ高橋氏が判決確定を待たずとも二千圓供託すれば直に判決の

執行が　出來、白井博之氏に對する賃借無効訴訟はこれを却下して白井氏の勝訴となり、訴訟費用は高橋氏と兩漁業組合關係の分は兩漁業組合がこれを負擔し高橋氏と白井氏の關係の分は高橋氏が負擔することになつた

主文

一、被告小名濱漁業組合および江名濱漁業組合の兩漁業組合が大正十五年十一月十九日福島縣知事より免許番號第五千百十九錢を持て免許せられ同日免許原簿に登錄せられたる定置臺網類漁業權につき原告が被告兩組合に對し、賃借期間は大正十六年（昭和二年）三月一日より大正二十二年（昭和八年）八月卅一日に至る、七漁期間とす

一、賃借料は左の通りとす（イ）賃借料に每年四日卅日まで支拂ふものとす（ロ）漁獲物賣上高（漁獲物販賣手取金をいふ）金五萬圓以上なる時はその超過額に對する百分五歩合とす（ハ）漁獲物賣上高金拾萬圓以上なる時はその超過額に對し前項の外更に百分五の歩合を支拂ふものとす（ニ）漁獲物賣上高金廿萬圓以上なる時はその超過に對し前項の外更に百分十の歩合金を支拂ふものとす（ホ）前三項の歩合金は漁期終了後卅日以內に支拂ふものとす

一、賃貸人は賃借人が漁業に要する建物、敷地、網干場、網打揚場、砂利等賃貸人の所有する土地物品は無償にて賃借人に提供し賃貸人の所有に屬せざるものについては賃貸人はつとめて賃借人の漁業上の便宜を計るものとす

一、賃貸人は賃借人の請求ありたる時は何時にても當路官廳に對し漁業權變更の手續をなし變更免許ありたる時は本縣賃借規約の約款においてがい漁業權を賃借人に賃貸するものとす

一、賃貸人はその地先において定置漁業權の免許を受たる時は賃借人の同意を得ること又賃借人は本規約中に取離される條件において漁業權賃借を得るものとす

一、賃借權を有することを確認す被告兩漁業組合は原告に對し金五萬五千八百廿一圓九拾二錢を支拂ふ事

被告兩漁業組合に對する原告の請求は是を棄却す

被告白井博之に對する原告請求はこれを棄却す

訴訟費用は原告被告兩漁業組合との關係においては被告兩漁業組合の負擔とし原告と被告白井博之との關係においては原告の負擔とすこの判決中確認の負擔以外の原告勝訴の分については金二千圓又はこれに相當する有價證券を供託せば原告において假にその判決を執行する事を得